

意見シート

指定申請団体名: 一般財団法人社会変革推進機構

記入年月日: 平成30年12月6日

記入者の氏名:

○委員確認欄(総合的な意見)	
意見	評語
(委員記載)	(委員記載)

※評語欄に記入する記号の考え方

A: 「指定の基準」を十分に満たしていると認められる。

B: 「指定の基準」を満たしていると認められる。

C: 「指定の基準」を満たしているとは認められない。

※区分Aの「十分に満たしている」とは、例えば、具体性、実現可能性、役員の資質等の点で特に優れていると認められること。

○事務局確認欄					○委員確認欄(着眼点別)		
着眼点	基準番号	該当ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認結果	備考	意見	評語
I 意欲							
役員(代表理事)の社会課題に対する問題意識、使命感、責任感等について確認する。	「3. 指定の基準について」	P3	面接においては、指定を受けようとする団体(以下「指定申請団体」という。)が指定活用団体の使命に対する強い実行・実現意志を有していること等も確認。	—		(委員記載)	(委員記載)

○事務局確認欄					○委員確認欄(着眼点別)		
着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評語
II 業務実施体制・能力の適確性							
i) 業務実施計画が、基本方針を踏まえ、基本原則(国民への還元、共助、持続可能性、透明性・説明責任、公正性、多様性、革新性、成果最大化、民間主導)等に適合しているか。	第2	P4	①業務実施計画が、基本方針を踏まえ、休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標や基本原則等に適合していること。	—	休眠預金等交付金に係る資金の活用の目標や基本原則等について以下に記載あり。 P49～P79 業務実施計画書「2組織全体の使命」、「3業務実施にあたっての基本的な考え方」 P117～P122 業務実施計画書エグゼクティブサマリー【理念】、【理念実現に向けて当機構が果たすべき役割】	(委員記載)	(委員記載)
	第2	P4	②業務実施計画において、民間公益活動促進業務を適確に実施できる組織運営体制等が整備できる見通しが示されていること。	—	組織運営体制等について以下に記載あり。 P99～P100 業務実施計画書「5①組織運営計画:体制」「5②組織運営計画:体制(5年計画)」 P122 業務実施計画書エグゼクティブサマリー【組織と人員体制】		
	第2	P4	③業務実施計画が、民間公益活動促進業務ごとに適確に実施できるものであると認められること。	—	民間公益活動促進業務ごとの実施について以下に記載あり。 P80～P97 業務実施計画書「4業務の実施計画」		
ii) 組織運営体制が整っているか。	第2	P4	②助成に係る業務を行う部署とは別に、社会の諸課題ごとに現地調査を含む継続的な進捗管理や助言・協力・支援及び成果評価の点検・検証等の機能を適切に発揮できる体制とすること。	—	P99～P100 業務実施計画書「5①組織運営計画:体制」「5②組織運営計画:体制(5年計画)」 P122 業務実施計画書エグゼクティブサマリー【組織と人員体制】 上記のうち、P99 業務実施計画書「5①組織運営計画:体制」において、助成に係る業務を行う部署等について以下の記載あり。 ・資金分配団体の選定、資金の助成等:事業本部 事業推進チーム ・進捗管理と成果評価の点検・検証、評価実施支援等:事業本部経営支援チーム	(委員記載)	(委員記載)
	第2	P4	④評議員会は、経済界、金融界や労働界、学識経験者、マスコミ、ソーシャルセクター(公益活動に係る分野)等の幅広い分野から人材登用を図り、構成の多様化を図ることが望ましい。	—	P136 別紙様式3(1. 評議員名簿) ※掲載順 「評議員の構成の多様性」として各評議員について以下のとおり記載あり。 ・磯崎功典(経済界) ・大田弘子(学識経験者) ・柴田弘之(金融界) ・杉田亮毅(メディア関係) ・高木剛(労働界) ・高橋陽子(ソーシャルセクター) ・田中明彦(学識経験者) ・樽見弘紀(学識経験者) ・丹呉泰健(経済界) ・中江有里(女優・作家) ・二橋正弘(行政経験者)		
	第2	P5	⑤理事会は迅速な意思決定を図る観点から、理事の総数は必要最小限にとどめることが望ましい。 (参考:一般財団法人を設置する場合、理事の人数の下限は3人)	—	P137 別紙様式3(2. 理事名簿) ※掲載順 ・青柳光昌(常勤理事) ・金田修(非常勤理事) ・田中里沙(非常勤理事) ・高石良伸(常勤理事) ・永田俊一(非常勤理事) ・坂東真理子(常勤理事(代表理事))		
	第2	参考2 (スケジュール)	準備行為実施計画の内容が適確に実施できるものとなっているか。	—	P124～P135 準備行為実施計画 準備行為実施計画に「優先的に解決すべき社会の諸課題の決定」についての記載なし。ただし、民間公益活動促進業務規程(案)第3条(「優先的に解決すべき社会の諸課題」の決定)で、当該課題の解決に向けた全体的な方針について事業計画において明示することとしている。		

○事務局確認欄					○委員確認欄(着眼点別)		
着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評語
II 業務実施体制・能力の適確性の続き							
iii) 経理的基礎が整っているか。	第3	P5	貸借対照表、収支予算書等による財務状態を踏まえ、今後の財務の見通しが適切であること。	—	P101～P116 業務実施計画書「5②組織運営計画:業務運営コスト」 P123 業務実施計画書エグゼクティブサマリー【予算】 P126～P135 準備行為実施計画「準備行為実施に係る見込み額」 P518 平成30年度 財産目録(平成30年9月20日現在) 財務状態等について以下の記載あり。 (財産目録) 資産合計300万円/負債合計0円/正味財産300万円 (支出) 支出合計: 46億1400万円(2019年度)、106億1770万円(2020年度)、211億6200万円(2021年度)、263億1300万円(2022年度)、313億4580万円(2023年度)(税込み) うち助成金: 40億円(2019年度)、100億円(2020年度)、200億円(2021年度)、250億円(2022年度)、300億円(2023年度) 準備行為実施計画期間の費用:1億2014万5480円(税込み)	(委員記載)	(委員記載)
	第3	P6	法人の財産の管理、運用について理事、監事が適切に関与する体制を整備すること。	—	法人の財産の管理、運用について理事、監事が関与する体制について以下に記載あり。 P4 定款第6条(財産の管理及び運用) P474～P476 理事の職務権限規程 P501～P505 監事監査規程 P506～P513 経理規程 P99～P100 事業実施計画書「5①組織運営計画:体制」、「5②組織運営計画:体制(5年計画)」		
	第3	P6	経理を適正に行うための十分な人員及び体制を確保する見込みがあること。	—	経理を行うための人員及び体制について以下に記載あり。 P99～P100 事業実施計画書「5①組織運営計画:体制」、「5②組織運営計画:体制(5年計画)」		
	第3	P6	他の団体の意思決定に実質的に関与することができる株式等を保有していないこと。	○	—		
	第3	P6	必要な会計帳簿を備え付けること。	○	—		
	第3	P6	民間公益活動促進業務に関する経理とその他の業務に関する経理とを区分して整理すること。	○	—		
	第3	P6	会計監査人を設置する旨を定款で定めること。	○	P17 定款第23条第4項において、「この法人に会計監査人1名を置く。」と定められている。 P139 別紙様式3(4. 会計監査人名簿) 会計監査人 大光監査法人		
	第3	P6	法に規定する収支予算書及び収支決算書については資金収支ベースのものとし、収支決算書については公認会計士又は監査法人の監査意見を付すことを諸規程等に定めること。	○	—		
	第3	P6	監事のうち少なくとも1名が公認会計士又は税理士であること。	○	P138 別紙様式3(3. 監事名簿) ※掲載順 ・佐藤有紀(非常勤)(弁護士) ・須永明美(非常勤)(公認会計士・税理士)		

○事務局確認欄					○委員確認欄(着眼点別)		
着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評語
II 業務実施体制・能力の適確性の続き							
iv) 技術的(専門的)基礎が整っているか。	第3	P6	①民間公益活動やソーシャル・イノベーションに関する十分な知識を有するほか、助成を行った実績を有するなど、民間公益活動促進業務を適確に実施するために足る知識・技術を有する役員を置くとともに、必要に応じ外部の専門家等を活用すること。	—	専門的能力等について以下に記載あり。 P142～P400 別紙様式4(履歴書) 外部の専門家等について以下に記載あり。 P55 業務実施計画書「3業務実施にあたっての基本的な考え方」 P523～P525 アドバイザリーボードについて	(委員記載)	(委員記載)
	第3	P6	②特に、資金分配団体になり得る団体に関する十分な知見やネットワーク等を有すること、非資金的支援を必要に応じて外部の団体や専門家とも連携しつつ伴走型で提供できる能力を有すること、ICT等を積極的に活用すること。	—	専門的能力等について以下に記載あり。 P142～P400 別紙様式4(履歴書) 外部の専門家等について以下に記載あり。 P55 業務実施計画書「3業務実施にあたっての基本的な考え方」 P523～P525 アドバイザリーボードについて		
	第3	P6	③また、案件組成・案件発掘能力を有すること及び科学技術分野の動向に知見を有することが認められることが望ましい。	—	専門的能力等について以下に記載あり。 P142～P400 別紙様式4(履歴書) 外部の専門家等について以下に記載あり。 P55 業務実施計画書「3業務実施にあたっての基本的な考え方」 P523～P525 アドバイザリーボードについて		
v) 役員(代表理事)は適確に運営する十分な資質(マネジメントの能力等)を持っているのか。	「3. 指定の基準について」	P3	面接においては、指定を受けようとする団体(以下「指定申請団体」という。)が指定活用団体の使命に対する強い実行・実現意志を有していること等も確認。	—	/	(委員記載)	(委員記載)

○事務局確認欄					○委員確認欄(着眼点別)			
着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評語	
Ⅲ中立性・公正性								
i) 公正性を確保するために組織運営体制・諸規程が整備されているか。不正行為や利益相反防止等の組織運営上の工夫がなされているか。	【組織運営体制に関する事項】						(委員記載)	(委員記載)
	第2	P4	①民間公益活動促進業務の適正な実施のために、コンプライアンス施策の検討等を行う組織(外部の有識者等も参加するもの。)及びその下に実施等を担う部署を設置すること。	—	P99～P100 業務実施計画書「5①組織運営計画:体制」「5②組織運営計画:体制(5年計画)」 P122 業務実施計画書エグゼクティブサマリー【組織と人員体制】 P526～P527 コンプライアンス委員会 就任予定者 上記のうち、P99 業務実施計画書「5①組織運営計画:体制」において、「コンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署」として、「コンプライアンス委員会」、「コンプライアンス室」の記載あり。			
	第2	P4	③資金分配団体において休眠預金等に係る資金が公正に活用され、事業が適正に遂行されるよう監督するために必要な専門部署を設置すること。	—	P99～P100 業務実施計画書「5①組織運営計画:体制」「5②組織運営計画:体制(5年計画)」 P122 業務実施計画書エグゼクティブサマリー【組織と人員体制】 上記のうち、P99 業務実施計画書「5①組織運営計画:体制」において、資金分配団体に対する監督等を実施する部署として「監査部」の記載あり。			
	【諸規程等に関する事項】							
	第2	P5	①評議員会及び理事会の運営規則や倫理規程、役員の報酬規程、情報公開規程等、一般的に組織の運営を公正に行うために必要な諸規程等を備えること。	○	—			
	第2	P5	②評議員会又は理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いた上で行うことを民間公益活動促進業務規程の案に定めること。	○	P456 民間公益活動促進業務に関する規程(案) 第45条(利益相反防止措置)3. 本法人の評議員会又は理事会における決議にあたっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いたうえで行わなければならない。			
	第2	P5	③役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図ることを民間公益活動促進業務規程の案に定めること。	○	P456 民間公益活動促進業務に関する規程(案) 第45条(利益相反防止措置)2. 本法人は、役職員(役員及び職員をいう。)に対して、定期的に利益相反に該当する事項に関し自己申告させなければならない。 4. 利益相反による懸念及び弊害を回避するための適切な利益相反マネジメントは、コンプライアンス室において実施される。			
	第2	P5	④民間公益活動促進業務に係る理事、監事及び評議員に対する報酬等については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、指定活用団体の経理の状況その他の事情を考慮して不当な水準とならないような支給の基準を諸規程等に定めること。	—	P473 別紙様式7(役員及び評議員の年間報酬等見込額並びに職員の給与の年間支給見込額について) 役員及び評議員に対する報酬等について以下の記載あり。 評議員(非常勤):1,320千円(評議員会出席の都度30千円×11名×最大4回) 代表理事(常勤):0円(報酬辞退のため) 理事A(常勤):26,400千円 理事B(非常勤):1,440千円(理事会出席の都度30千円×12回×3名 評議員会出席の都度30千円×4回×3名) 監事A(非常勤):960千円(理事会出席の都度30千円×12回×2名 評議員会出席の都度30千円×4回×2名) 職員(管理職)一人当たり給与:9,140千円(人数:5人) 職員(管理職以外)の一人当たり給与:7,000千円(人数:19人) P466～P468 役員及び評議員の報酬等に関する規程 P469～P472 賃金規程			
(次ページに続く)								

○事務局確認欄					○委員確認欄(着眼点別)		
着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見 (前ページにご記入ください)	評語 (前ページにご記入ください)
(前ページからの 続き)	第2	P5	⑤民間公益活動促進業務を行うに当たり、評議員、理事、監事、職員その他の指定活用団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものであることを諸規程等に定めること。	○	P478 倫理に関する規程 第4条(私的利益の禁止) 役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務上の権限や地位を私的な利益を図るために利用することがあってはならない。また、役職員は、取引先などから、社会常識を超える接待を受け、または金銭・物品を受け取ってはならない。		
	第2	P5	⑥不正行為や利益相反防止のために必要な諸規程等を備えること。	○	P447 民間公益活動促進業務に関する規程(案) 第7条(資金分配団体の決定) 4. 第1項の審査並びに第3項のアドバイザリーボード及び理事会における審議又は決議について、選定申請団体との間に利害関係者がいる場合は、利害関係者は当該案件に関与してはならない。 P478 倫理に関する規程 第4条(私的利益の禁止) 役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務上の権限や地位を私的な利益を図るために利用することがあってはならない。また、役職員は、取引先などから、社会常識を超える接待を受け、または金銭・物品を受け取ってはならない。 第5条(利益相反の防止及び開示) 役職員は、その職務の執行に際し、本法人と利益が相反する可能性がある場合は、直ちにその事実を本法人に対し開示し、その他本法人が合理的に要請する手続に従わなければならない。 P479～P481 コンプライアンス規程		
	第2	P5	⑦ガバナンス・コンプライアンス体制を実効性あるものとするため、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえ、内部通報制度を整備すること。	○	P482～P486 内部通報者保護に関する規程		
	第2	P5	⑧民間公益活動促進業務を行うに当たり、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないことを諸規程等に定めること。	○	P479 コンプライアンス規程 第3条(役職員の義務) 1. 役職員は、自らの職務を遂行するに当たり、以下に掲げる行為を行ってはならない。 (7)公私を混同し、職務やその地位を利用し不正に自己又は他人に利益を図る行為		
	第2	P5	⑨残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条17号に規定する法人又は国に帰属させる旨を定款に定めること。	○	P22 定款 (残余財産の帰属) 第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。		

○事務局確認欄					○委員確認欄(着眼点別)		
着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評語
Ⅲ中立性・公正性の続き							
ii) 役員又は職員の構成が、公正性の観点から適切か。利益相反防止の工夫がなされているか。	第4	P6	①各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様とします)。	○	P445 別紙様式6(役員又は職員の構成についての確認書)が提出されている。	(委員記載)	(委員記載)
	第4	P6	②他の同一の団体の理事又は職員である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様とします)。	○	P445 別紙様式6(役員又は職員の構成についての確認書)が提出されている。		
	第4	P6	③職員が特定の団体の出身者に偏らないこと。	—	P263~P400 別紙様式4(履歴書(職員)) P445 別紙様式6(役員又は職員の構成についての確認書)が提出されている。		
iii) 民間公益活動促進業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって業務の公正な実施に支障を及ぼさないか。	第5	P7	③民間公益活動促進業務以外の業務を実施することにより、民間公益活動促進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。	—	P519 別紙様式8(民間公益活動促進業務以外の業務に関する説明書) 民間公益活動促進業務以外の業務を行う予定はないとしている。	(委員記載)	(委員記載)
	第5	P7	①民間公益活動促進業務とその他の業務の職員、組織及び予算等が実質的に区分されていること。	○	—		
	第5	P7	②民間公益活動促進業務が法人の主たる業務となっていること。	○	—		
	第5	P7	④社会的信用を維持する上でふさわしくない業務又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務を行わないこと。	○	—		
iv) 役員(代表理事)は中立性・公正性に対する強い意識があるか。	「3. 指定の基準について」	P3	面接においては、指定を受けようとする団体(以下「指定申請団体」という。)が指定活用団体の使命に対する強い実行・実現意志を有していること等も確認。 民間公益活動促進業務の適確かつ公正な実施に支障を及ぼすおそれがなく、特定の目的を有して活動している既存の団体では困難な、中立的な立場を守る必要がある。	—	/	(委員記載)	(委員記載)
Ⅳその他							
業務実施計画・準備行為実施計画の内容等に関する加点・減点ポイントなど。上記Ⅰ～Ⅲに関する点を除く。				—	—	(委員記載)	

○事務局確認欄					○委員確認欄(着眼点別)		
着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評語
以下は事務局記載							
民間公益活動の促進に資することを目的とする一般財団法人であること	第1	P3	①定款で定める指定申請団体の目的が、法第20条第1項で定める指定活用団体の目的(民間公益活動の促進に資すること)に適合していること。	○	—		
	第1	P4	②「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)」に規定される一般財団法人であること。	○	—		
欠格事由	第6	P7	指定申請団体が、下記①～③のいずれにも該当しないこと。 ①法第17条第3項各号に掲げる団体 ②法第33条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から3年を経過しない団体 ③役員のうちに次のいずれかに該当する者がいる団体 イ禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者 ロ法の規定により罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者	○	—		
必要書類の有無及び書類上の記載の有無の確認			指定活用団体指定申請書(別紙様式1参照)	○ (有)	—		
			①指定申請団体の基本情報(別紙様式2参照)	○ (有)	—		
			②定款	○ (有)	—		
			③登記事項証明書	○ (有)	—		
			④指定の申請に関する意思の決定を証する書類	○ (有)	—		
			⑤設立趣意書及び設立者の一覧(様式自由)	○ (有)	—		
			⑥業務実施計画(様式自由)	○ (有)	—		
			イ 組織全体の使命・目標	○	—		
			ロ 業務実施に当たっての基本的考え方等	○	—		
			ハ 基本方針に示された指定活用団体の業務ごとの目標、業務の実施内容、実施体制、実施計画	○	—		

○事務局確認欄					○委員確認欄(着眼点別)	
着眼点	基準番号	該当ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認結果	備考	意見
必要書類の有無及び書類上の記載の有無の確認			⑦準備行為実施計画(様式自由)	○ (有)	—	
			優先的に解決すべき社会の諸課題の決定のプロセスの明確化	×	P124～P135 準備行為実施計画において、優先的に解決すべき社会の諸課題の決定についての記載なし。 ただし、民間公益活動促進業務規程(案)第3条(「優先的に解決すべき社会の諸課題」の決定)で、当該課題の解決に向けた全体的な方針について事業計画において明示することとしている。 また、P54、P55、P83 業務実施計画書において、関連事項の記載あり。	
			資金分配団体の公募に向けた各種書類の作成のプロセスの明確化(資金提供契約書等)	×	P124～P135 準備行為実施計画において、資金分配団体の公募に向けた各種書類の作成(資金提供契約書等)についての記載なし。 ただし、P84 業務実施計画書において、関連事項の記載あり。	
			評価指針・マニュアルの作成のプロセスの明確化	×	P124～P135 準備行為実施計画において、評価指針・マニュアルの作成のプロセスの明確化についての記載なし。 ただし、P92 業務実施計画書において、関連事項の記載あり。	
			シンボルマークの作成準備、決定のプロセスの明確化	○	—	
			各種規程等の整備のプロセスの明確化	○	—	
			資金分配団体に対する公募・助成等に係るICTシステムの企画のプロセスの明確化	○	—	
			⑧評議員、役員、職員及び会計監査人(就任予定者を含む。)の氏名、住所、履歴及び専門的能力等に関する事項を記載した書類(別紙様式3及び4参照)	○ (有)	—	
			⑨評議員、役員、職員及び会計監査人への就任予定者の就任承諾書(別紙様式5参照)	○ (有)	—	
			⑩役職員(就任予定者を含む。)について、上記「3. 指定の基準について」の「第4 役員又は職員の構成が、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること」を確認した書類(別紙様式6参照)	○ (有)	—	
			⑪民間公益活動促進業務規程の案(様式自由)	○ (有)	—	
			基本方針に示された指定活用団体の業務ごとの実施の方法に関する事項	○	法第23条第2項第1号において、民間公益活動促進業務規程に定めることとされているもののうち「資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の選定の基準」に関し、以下に記載あり。 民間公益活動促進業務に関する規程(案)のうちP447～P449 第5条(選定基準) ※ただし、選定の基準の詳細は、理事会決定事項に委任されている。	
			民間公益活動促進業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項(ガバナンス、コンプライアンス体制に関する事項等)	○	—	
			休眠預金等に係る資金の活用対象の範囲	○	—	
			業務委託の基準	×	P446～P447 民間公益活動促進業務に関する規程(案)に、業務委託の基準の記載なし。	
			契約に関する基本的事項	×	P446～P447 民間公益活動促進業務に関する規程(案)に、契約に関する基本的事項の記載なし。	
		収支決算書に係る外部監査の実施に関する事項	×	P446～P447 民間公益活動促進業務に関する規程(案)に、収支決算書に係る外部監査の実施に関する事項の記載なし。 ただし、P14 定款第10条において、関連事項の記載あり。		

○事務局確認欄					○委員確認欄(着眼点別)		
着眼点	基準 番号	該当 ページ	公募要領記載の「確認項目」	確認 結果	備考	意見	評語
必要書類の有 無及び書類上 の記載の有無 の確認			資金分配団体及び民間公益活動を行う団体において不正等が生じた場合における貸付け等の停止及び休眠預金等に係る資金の返還債務を確実に履行させる措置並びに弁済期が到来した貸付金に係る返還債務を確実に履行させる措置等	○ (有)	—		
			⑫各種規程等(様式自由)	○ (有)	—		
			・評議員会の運営に関する規程	○ (有)	—		
			・理事会の運営に関する規程	○ (有)	—		
			・役員及び評議員の報酬等に関する規程	○ (有)	—		
			・職員の給与等に関する規程(指定活用団体の指定を受けた場合における役員及び評議員の年間報酬等見込額並びに職員の給与の支給見込額を示した資料を添付すること。(別紙様式7参照))	○ (有)	—		
			・理事の職務権限に関する規程	○ (有)	—		
			・倫理に関する規程	○ (有)	—		
			・コンプライアンスに関する規程	○ (有)	—		
			・公益通報者保護に関する規程	○ (有)	—		
			・情報公開に関する規程	○ (有)	—		
			・文書管理に関する規程	○ (有)	—		
			・リスク管理に関する規程	○ (有)	—		
			・監事の監査に関する規程	○ (有)	—		
			・経理に関する規程	○ (有)	—		
			・組織(事務局)に関する規程	○ (有)	—		
			⑬前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録並びに当事業年度における収支予算書(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録)	○ (有)	—		
			⑭民間公益活動促進業務以外の業務を行う場合には、民間公益活動促進業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない旨を説明した書類(別紙様式8参照)	○ (有)	—		
			⑮指定を受けようとする法人及び役員(就任予定者を含む。)が欠格事由に該当しないことを誓約する書類(別紙様式9参照)	○ (有)	—		
			⑯行政機関から受けた指導等に対する措置状況の一覧(別紙様式10参照)	○ (有)	—		
		⑰事務所のレイアウト図(様式自由)	○ (有)	—			